

紀の川市公共施設マネジメント計画(改訂案)に関するパブリックコメントの結果について

●市民意見募集(パブリックコメント)の実施概要

対象	紀の川市公共施設マネジメント計画(改訂案)
募集期間	令和4年1月17日(月)から2月15日(火)まで
資料等の公表を行った場所	1. 市ホームページ 2. 公共施設マネジメント課、各支所、出張所
意見書提出件数	2件(メールによる提出)

●意見書概要(文意等を損なわないように要約・補足等をさせていただいております。)

該当箇所	ページ	意見要旨	市の考え方	修正の有無
施設用途分類ごとのマネジメントの方向性(子育て支援施設)	33	今住んでいる地域の児童館は老朽化のため使用不可の部屋があり利用制限があります。利用者数は感染予防のためは以前よりは低いようですが、地域の子ども会が児童館を拠点とし、毎年館内外で年間10回以上の活動を行っております。 改定案1ページの取り組み目的にあった効率的、効果的なメリット以外に、現在利用しているこどもたちにとって他にどのような良い効果をもたらすのか知りたいです。また児童館の機能をそのまま利用できるのかどうか知りたいです。	市が保有する施設の量を適正化し、長寿命化を図ることによって、今後も市民の皆さんに提供する施設サービスの水準を維持できるように取り組みます。 既存施設については、施設の建物性能、用途の重複状況等を考慮し、方向性(継続、改善、廃止等)を整理したうえで、統廃合や複合化、多機能化への転換、民間施設や民間サービスの活用等の可能性を検討し、施設保有量の縮減を図ります。	【なし】
	33 41 42	公共施設マネジメントの必要性、また35%の削減目標については理解できますが、どの施設を削減するか基準については明確に記載がないように思います。 改訂案の33ページ、子育て支援施設の児童館について、また閉館についても検討を進める。機能を見直した上で、地元自治会等への移管を検討し、効率的な施設運営のあり方について見直しを進める。」が新たに追加されています。 また、改訂案の41・42ページ、公共施設マネジメントの推進体制では(3)市民との情報共有、協同として、「公共施設の現状や課題、マネジメントの検討経過等について、ホームページや広報誌等を活用した情報発信の機会、内容の充実を図ります。」、「市民の意見を広く聴き、意見を交換するため市民アンケートや市民ワークショップの開催など、行政と市民が問題意識を共有し、今後の公共施設のあり方を共に考えていく場や機会の充実を図ります。」と記載されています。 児童館は児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設です。子どもの権利条約や児童福祉法の理念にのっとり、子どもたちの健やかな成長、発達、そして自立が図られることを地域で具現化する施設であり、0歳から18歳までの全ての子どもたちが使うことができる他の児童福祉施設にない特徴があります。 こども課においては、児童館廃止の再考をお願いします。そして、地元自治会と子ども会に今後のあり方について再度協議をお願いします。公共施設マネジメント課には、改訂案41ページに記載がありますが、市民への積極的な情報発信、有効活用のための市民参加が行われるよう、所管部署への働きかけと進捗管理(PDCA)をお願いします。	また、将来人口等をふまえた施設利用者の動向や類似施設の設置状況、類似機能の供給量等について検証し、分野横断的に各施設の再編のあり方を検討します。 なお実施に際しては個別施設計画を策定し、再編(統合、廃止、複合化等)対象となる施設や実施方法等を明確にして取組を推進します。 施設の劣化状況や利用頻度を考慮しつつ、地元自治会や利用者の皆様との協議を続けて、近隣の代替施設への機能移転をはじめ、施設の今後の方向性について検討します。 積極的な情報共有については、ホームページや広報誌等を活用した情報発信の機会、内容の充実を図ります。	【なし】 具体的な対応につきましては、施設所管課と検討していきます。

貴重なご意見ありがとうございました。